

第21日

平成23年3月17日（木）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第21号議案ほか5件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

○総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました第21号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第21号議案朝倉市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市の総合計画を策定する際の諮問機関である朝倉市まちづくり審議会委員の中に、合併協議の中で合併前の甘木市、朝倉町及び杷木町の区域ごとに設置されることになった地域審議会の委員を上げていきましたが、この地域審議会の設置期間が地域審議会の設置に関する協議の中で平成23年3月31日までとなっていることから、今回地域審議会委員を削除するものです。

本委員会といたしましては、地域審議会の設置期間が終了することに伴う規定の整備を行うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域住民の公共交通の確保及び福祉の向上を図るため、住民がスクールバスを利用できるようこの条例を制定しようとするものであります。

本条例の主な目的は、本年度高木地域において、スクールバス混乗化の実証実験を行った結果、本格運行が可能と判断されたため、道路運送法第78条第2号の市町村有償運送による運行を開始し、スクールバス利用に際し、運賃を徴収しますので、地方自治法第228条の規定により、その使用料に関する事項を条例として定めるものです。

条例の主な内容であります。第1に道路運送法第78条第2号の規定に基づく市町村有償運送にて運行することを定めています。

第2に運行路線及び運行時間、予約に応じて運行すること、また、運休日や天災などによる運行中止についても定めています。

第3に、利用の際に支払う使用料や、通勤や通学に利用する際の定期乗車券及び回数乗車券の使用料を定めています。

第4に利用者の遵守事項、禁止行為などを定めています。

第5に利用者の安全確保と利用者に損害を与えた場合の市の賠償責任について、また、スクールバスを棄損した場合の利用者の損害賠償義務について定めています。

なお、本条例は運行日である本年4月1日から施行することとしております。

本委員会といたしましては、地域住民の公共交通の確保及び福祉の向上を図るため、必要であることから全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市教育支援センター設置条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、平成23年4月1日から朝倉市教育支援センターを設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

制定に至る経緯であります。平成17年度からの甘木・朝倉広域市町村圏事務組合による行政改革推進の中で、広域圏が共同処理する甘木朝倉総合教育センター事業が、平成22年度末をもって廃止されることとなったため、朝倉市として総合教育センターが行ってきた事業のうち、特に学校教育に関する分野については継続して行う必要があることから、朝倉市単独で教育支援センターを設置しようとするものであります。

条例の主な内容であります。まず、センターの名称を従来の「甘木・朝倉総合教育センター」から「朝倉市教育支援センター」とし、その位置を市町村会館と定めています。

これにつきましては、従来の総合教育センターの主な事業が教職員の研修でありましたが、今後はこれに加え、各学校が抱えるさまざまな課題に対して、その解決に向けた支援を行うとともに、いじめや不登校、発達障害など、特別な配慮が必要な子どもへの支援などの課題が増大していることから、支援という言葉を中心にセンターの名称に取り入れております。

次に、計画しております事業の内容としましては、教育関係職員の研修を行うこと、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究を行うこと、教育相談を行うこと、及び適応指導教室に関することなどを定めております。

なお、この条例は本年4月1日から施行することとしております。

本委員会といたしましては、今回の朝倉市教育支援センターの設置により、朝倉市の教育の質を高め、将来の朝倉市を担う人材の育成に寄与できるよう十分に活用されること、朝倉市の子どもたちが置かれている実態を把握し、問題解決に当たることなどを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市体育施設条例の制定についてであります。

本案は、朝倉市体育施設の管理について指定管理者制度の導入を図りたいので、この条例を制定しようとするものであります。現在、市内の体育施設は甘木地域、朝倉地域、杷

木地域にそれぞれありますので、今後は地域ごとに指定管理者制度を順次導入しようとするものです。

条例の全文改正の主な内容であります。第1条から第11条までは主に旧条例の条文、文言などを整理、統合し、第12条以降に指定管理者制度導入に関する事項を定めております。その際、既に平成18年度に指定管理者制度を導入した甘木B&G海洋センター条例を参考に、以下のように整理しております。

まず、地方自治法の規定により、法人その他の団体に体育施設の管理を行わせることができる旨、定めております。

次に、指定管理者の指定の申請方法及び指定管理者の選定方法について定めています。

次に、指定管理者が行うべき事業及び利用料金の設定条件等を定め、最後に施設の名称及び位置、開館時間、休館日、使用料金等をそれぞれ別表形式で定めております。

なお、この条例は本年4月1日から施行することにしてありますが、指定管理者制度導入までのスケジュールとしましては、本年7月ごろ募集を行い、9月ごろ業者を選定、その後、12月議会で指定管理者指定の議案を上程予定であるとのことです。

本委員会といたしましては、今回の指定管理者制度の導入により利用者である市民の利便性等が損なわれることがないように、指定後も市と指定管理者との情報交換など、連携を密にすることなど円滑な移行を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案財産の処分についてであります。

本案は、杷木久喜宮上げ区自治会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、当該物件は上げ区公民館用地で、昭和42年当時、地区は法人格を持たず地区名で不動産登記ができなかったため、杷木町に寄附されておりました。その後、平成3年に地方自治法が改正され、自治会などの地縁団体も法人格が取得可能となり、不動産登記ができるようになりました。上げ区自治会においては、平成22年10月地縁団体上げ区として法人格を取得し、不動産登記ができるようになったため、今回無償譲渡するということであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてであります。

執行部の説明によりますと、本件は平成22年第8回朝倉市議会定例会第119号議案をもって議決され、平成22年12月22日付で朝倉市、東峰村及び筑前町で財産処分に関する協議書を定めましたが、ふるさと振興基金の廃止に伴う市町村返還金のうち、福岡県の出資金1億円の取り扱いについて、当初、福岡県に返還する予定でありましたが、地域振興の財

源にするという条件付きで市町村に配分されることとなったことに伴い、変更する必要が生じたことから、再度関係市町村の協議により、これを定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められているものであります。

なお、ふるさと振興基金に相当する財産については、その全部を朝倉市東峰村及び筑前町の出資割合に応じて、各市町村にそれぞれ帰属されることとなり、朝倉市への返還金総額は6億7,622万3,000円で、すべて地域振興基金へ積み立てる予定であるとのことであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第21号議案朝倉市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市教育支援センター設置条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市体育施設条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか14件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第2号議案ほか14件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第2号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を989万9,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、これまでに貸し付けされた資金に対する償還を円滑に進めていくことが本会計の健全な運営に直結するところであり、滞納問題に対しては訪問や面談で滞納者の償還意識を高めさせるとともに、夜間電話催告や訪問徴収などの徹底した償還指導や、償還意識の欠けるものへの法的措置の検討を行うなど、問題の解決に取り組んでいくということでありました。

本委員会といたしましては、今後も本会計の健全な運営になお一層努力されますよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、事業勘定と直営診療施設勘定の二つの勘定がありますので、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

まず、事業勘定につきましては、総額73億1,490万7,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、市の国民健康保険の被保険者数は徐々に減少傾向にあるものの、今日の医療の高度化や市内及び近郊の病院が多く、医療を受けやすい環境にあることもあり、1人当たりの医療諸費は伸びており、医療費の抑制は厳しいものがあります。歳入の面でも被保険者の減少や不況下における所得の減少等もあり、税収の確保も厳しい状況とのことであります。国保運営の安定化に向けて、平成20年度から取り組んでいる特定検診では目標受診率の達成は難しい状況ではありますが、特定保健指導では成果があらわれており、平成23年度についても特定検診の受診勧奨、特定保健指導に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用推進など、医療費の抑制、適正化への啓発や収納率向上に努めていきたいということでありました。

次に、直営施設診療勘定につきましては、総額2億8,256万6,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、診療所の事業としては医療事業、健診事業、施設の維持管

理を行っております。歳出の主なものは人件費、施設管理費等の総務管理費、医薬品代等の医業費であり、歳入の主なものは外来収入及び健診等収入であります。平成22年度に開設した物忘れ外来も定着しつつあり、診療所内トイレ等の改修により、明るく機能的な施設として若い層の新患者もわずかに増加している傾向となっておりますが、収支を改善するには至っていないとのことであります。平成23年度診療機器の更新や、空調機器の整備等を行い、受診環境の改善を図りながら、広報活動による推進などで、特定検診及び誕生日健診などの受診者増に向けての取り組みを図っていくことで、診療費の抑制に努めていくとともに安定的な収入を確保していくということでありました。

本委員会といたしましては、今後も医療費の伸びが見込まれるため、市民の健康増進とさらなる医療費の抑制に努力されるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を7億8,140万1,000円で編成しようとするものであります。

本予算は平成20年4月から創設された75歳以上の後期高齢者医療制度の特別会計であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体として運営するもので、市は保険料の徴収や相談、申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。平成23年度の被保険者数を前年度比較3.56%増の9,412人を見込んでいるものの、平成22年度当初では縮減される予定であった保険料軽減制度の継続により、22年度当初予算と比較し、12.7%減、額にして1億1,351万1,000円減の計上となっております。

本委員会といたしましては、本特別会計は後期高齢者医療制度の運営に基づくものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の二つの勘定が設定されております。

まず、保険事業勘定につきましては、総額を50億1,308万1,000円で編成しようとするものであります。予算の編成に当たっては、第4期介護保険事業計画に基づいておりますが、認定率が若干増加したことにより、前年度より0.9%、4,610万7,000円の増額となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、総額を2,444万2,000円で編成しようとするものであります。本勘定の財源は介護サービス計画費収入であり、歳出の主なものとして、介護予防のケアプラン作成にかかるケアマネージャーの賃金及び委託料となっております。

本委員会といたしましては、本特別会計は介護保険法に基づくものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

であります。

本件は事業勘定の歳入歳出を970万3,000円増額するとともに、直営診療施設勘定の財源の組み替えを行うものであります。

内容といたしましては、国保連合会の次期レセプト審査支払いシステム等の機器購入に対する国からの特別調整交付金が増額されることとなったことから、市の国保特別会計の歳入で受け入れ、国保連合会への負担金として支出するものとして増額するもの、また、診療所の療養環境改善でトイレ等の改修工事に対する特別調整交付金が交付されることから、国保特別会計の事業勘定で受け入れ、直営診療施設勘定へ繰り出す分として増額し、財源の組み替えを行うものであります。

本委員会といたしましては、実態に即した補正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を800万円減額するものであります。

内容といたしましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、老人保健特別会計では平成20年3月診療までの過誤調整等の医療給付事務を行っていますが、平成22年度末までに精算終了する予定であり、医療給付費の決算見込みの減に伴い減額補正するものであります。

本委員会といたしましては、医療費の確定に伴う予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を1億3,291万6,000円減額するものであります。

内容といたしましては、歳入の面での主なものは平成22年度当初では縮減される予定だった保険料軽減制度が継続されることになったこと等による保険料の減額であり、その他、前年度決算時の繰越金、県広域連合からの補助金による増額等があります。歳出の面では主に保険料軽減制度の継続による保険料の調停減や、保険基盤安定負担金が減額になったことによる後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、保険事業勘定において地域支援事業についての国、県の補助額が決定したことによる財源の組み替えを行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は平成20年度からの後期高齢者医療制度の発足に伴い、老人保健制度が廃止されておりますが、平成20年3月診療分までの請求漏れ、過誤調整を精算する時期が設けられており、この期間が平成23年3月をもって終了することから、朝倉市特別会計条例から朝倉市老人保健特別会計を削除するものであります。

本委員会といたしましては、この改正は事務手続上必要な措置であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、これまでの乳幼児医療費の支給に加え、児童の入院にかかわる医療費を助成することに伴い、規定の整備を行うものであります。

内容といたしましては、小学生に該当する年齢の児童に対する入院にかかわる医療費に対し、自己負担を1日500円、1月につき3,500円を限度とし、残りの医療費を支給するものです。これに伴い、題目の中にある乳幼児医療費の名称が子ども医療費と変更されます。

本委員会といたしましては、市内の子どもの入院する件数などを確認しながら、子どもに対する医療費の助成については重要であることを再確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は平成23年3月31日限りで、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する火葬場の設置及び運営管理に関する事務が廃止されることに伴い、同年4月1日から朝倉市杷木火葬場を設置するとともに、霊柩車の名称等について規定の整備を行うものです。

本委員会といたしましては、この改正は事務手続上、必要な措置であること認めながらも、表記の一部にわかりづらい点が見られたことに対して、今後対応していただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案公の施設の利用に関する協議についてであります。

本件は、平成23年4月1日から設置する朝倉市杷木火葬場を朝倉郡東峰村に居住するものに市内居住者と同様に利用させるため、朝倉市と朝倉郡東峰村との間で協議することについて地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案訴えの提起についてであります。

本件は不当利得返還請求権、いわゆる過払い金を差し押さえ、第三債務者に差し押さえ

債権取立金請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、主に国民健康保険税を滞納している滞納者との滞納相談の中で、その滞納者が消費者金融プロミス株式会社に債務があることがわかりました。金融業者に取引履歴の開示請求を行ったところ、過払い金があることが判明したため、返還請求権を差し押さえ、返還を要求したが応じないため、訴えの提起を行うところであります。

本委員会といたしましては、税の回収はもちろん、滞納者の多重債務の解消による生活再建という観点からもその措置を適正とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案訴えの提起についてであります。

本件は、住宅新築資金等貸付金にかかわる債権の消滅時効を中断させるとともに、債務者名義を取得し、それによる債権回収を図るため、貸付金返還の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、この債権の相続人に対して再三の償還指導を行うも償還の見込みが立たず、競売にかけようにも抵当権が建物にしか設定されておらず条件にそぐわないため、競売等により債権回収を図るためには控訴を行い、その判決をもって債務名義を取得しなければならないとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、本件と同様に建物のみに抵当権が設定されている物件に対しては十分注意し、適正な対応をとるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第38号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、平成23年度4月1日から秋月学童保育所、立石Ⅲ学童保育所、朝倉東学童保育所及び久喜宮学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものであります。学童保育所の指定管理者の指定については、平成20年度から既に7カ所指定しておりますが、その指定については学童保育所の設置されてからの経過や、健全な運営がなされているのかが判断の基準となっているところであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) それでは、第2号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸し付け特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案公の施設の利用に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか15件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

○建設経済常任委員長(富田栄一君) ただいま議題となりました第3号議案ほか15件につきまして、慎重に審査を行いました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第3号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてであります。予算総額666万円で編成するものであります。

歳入といたしましては市営住宅5カ所と矢野竹、鬼ヶ城、寺内の各簡易水道の水道使用料、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出といたしましては、各簡易水道の水質検査費や維持補修費などの維持管理費が主なものであり、維持管理費の減額により前年度比29万4,000円の減額予算になったということであります。

本委員会といたしましては、安心・安全な水道水の供給及び適正な水質管理を行うための予算措置として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額20億5,402万6,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、受益者負担金、使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、流域下水道事業建設負担金等の流域下水道事業費及び一般管理費で1億1,049万円、流域下水道に接続するための公共下水道事業費は9億6,761万円で、平成23年度は52ヘクタールの整備計画であります。秋月地区特環建設事業費では1億1,456万円で4ヘクタールの整備計画であり、平成23年度で整備事業が完了予定であります。大添3号雨水幹線などの整備事業費は7,968万円で平成23年度で138メートル整備計画であり、全体延長331メートルの整備事業が完了予定であります。流域関連公共下水道及び特環公共下水道の維持管理費2億5,046万円、公債費5億2,020万円が主なものであります。今後ともさらなる事業推進に努めていくということでありました。

本委員会といたしましては、市全体の財政状況を踏まえた上で事業計画に基づき事業推進を求めるとともに、収入確保のため接続率及び収納率の向上に努められることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。予算総額3億8,743万2,000円で編成するものであります。

本特別会計は、平成20年度で蜷城地区の整備事業が完了し、計画していた農業集落排水事業は終了しているため、事業としては維持管理費が主な予算編成となっております。

歳入といたしましては、受益者分担金や使用料、一般会計繰入金、市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、新規公共枘設置などの建設費2,100万円、施設の維持管

理費 1 億4,240万円、公債費 2 億879万円が主なものであります。

なお、前年度より接続人口は355人増加、接続率も 5 %上昇しているということであり、今後ともに平成21年度に全域供用開始になった蜷城地区とあわせて各地区の接続率の向上に努めていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、健全な財政運営確保することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第 9 号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてであります、予算総額 2 億4,707万8,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、浄化槽設置に伴う分担金や使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債などが主なものであります。

歳出の概要といたしましては、建設事業費7,882万円、維持管理費 1 億3,701万円、公債費2,479万円が主なものであります。

なお、設置基数は平成22年度の実績64基に基づき、平成23年度60基を予定したということですが、汚水処理の地域差を解消するためにも事業の推進に努めていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、この事業が下水道整備計画区域外の生活環境整備の向上につながるものであることから、市民に広く周知して行い、今後のさらなる事業推進を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてであります、予算総額46万円で編成するものであります。

事業といたしましては、烏集院工業団地の管理業務として調整池などの市有地部分の管理業務及び水質調査業務を行うものであります。

会計の概要は以上のとおりであります、以前から本特別会計が烏集院工業団地の管理業務だけの予算であるため、本委員会といたしましては、今後の特別会計のあり方を検討するように要望しておりました。

執行部の説明によりますと、今後の市の企業誘致や工業用地造成については、烏集院工業団地に限らず市全体の工業用地造成については、本特別会計で対応する方針で決定したということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてであります。

本市の工業用水はすべてキリンビール福岡工場に給水されており、1 日 1 万5,000トンの給水が計画されております。

収益的収支については、収入に 1 億2,711万2,000円、支出に 1 億1,287万3,000円が計上されており、支出の主なものは職員 6 名分の人件費や両筑平野用水施設管理負担金などの

排水及び給水費、ダム使用权などの減価償却費などではありますが、収入が支出に対して不足する額は、繰り越し利益剰余金で補てんしようとするものであります。

また、資本的収支については、収入として両筑2期事業に伴い、キリンビールからの負担金1,296万4,000円が計上されており、支出の4,311万4,000円の主なものは両筑2期事業負担金、企業債償還金などであり、収入が支出に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、今後事業計画のある送水管の老朽化に伴う布設がえや、新ルート検討について確認するとともに、本会計の安定した事業収益に応じた健全な運営を堅持されることを求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成23年度朝倉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収支については、収入に4億5,256万3,000円、支出に4億7,133万6,000円が計上されております。

収入の主なものは給水収益、加入金及び一般会計からの負担金、補助金などであります。

支出の主なものとしては、職員7名分の人件費や減価償却費が計上されており、収入が支出に対し不足する額は、繰り越し利益剰余金で補てんしようとするものであります。

また、資本的収支については収入に1億6,752万円、支出に2億2,968万8,000円が計上されております。

収入の主なものとして、企業債や松の木団地建てかえに伴う工事負担金8,800万円などの一般会計からの負担金及び補助金であり、支出の主なものとしては松の木団地の配水管布設工事などの建設改良費や、企業債償還金などが計上されており、収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、今後の企業債償還計画や給水計画を確認するとともに、安全かつ安定的に給水するための適正な予算措置であり、今後の事業の推進及び安定的な給水を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業費確定により歳入歳出それぞれ総額2,500万円を減額するものとあわせて、下水道整備事業において国の補正予算に対して補助金申請手続きをしていましたが、交付決定がおくれて工事の期間が不足するため、1億5,100万円を次年度に繰り越すための繰り越し明許費補正を行うものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業費の確定に伴い、150万円の減額とあわせ、農林水産省の国庫補助金の事

務費に関する会計検査が実施されたことに伴い、その返還金として93万円を増額し、歳入歳出それぞれ総額57万円を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業費の確定により歳入歳出それぞれ1,470万円を減額するものであります。

なお、22年度は浄化槽設置予定基数60基を上回りましたが、その多くが小規模人槽の浄化槽設置であったということでありました。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、朝倉市交流コーディネートセンターを廃止することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成20年度より同センターを設置し、市の観光施策の推進を行ってまいりましたが、平成22年度をもってセンターを廃止するとのことであります。廃止の理由といたしましては、センターの設置と活動に伴い観光施策に効果を上げることができましたが、新たな課題も見出されたため、新たな課題にも対応するための必要な施策推進体制等を検討して今後取り組んでいきたいとのことであります。

本委員会といたしましては、同センターの廃止に伴う手続であり、執行部の説明を了とするものの、同センターで推進した施策や成果を、今後の観光施策の推進に十分に生かしながら、さらなる観光事業の推進と交流人口の増大に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、公益法人制度改革関連3法が施行され、社団法人日本下水道協会の組織が変更されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、本市は適正な排水設備を目的に、下水道排水設備指定店及び責任技術者の制度を設けておりますが、その責任技術者には試験及び更新講習が日本下水道協会福岡県支部で実施されています。そのことを本条例中に規定しているため、組織の変更に伴い、日本下水道協会福岡県支部を福岡県下水道協会に改めるとのことであります。

本委員会といたしましては、組織の変更に伴う条例の改正であるため、全員異議なく原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案工事請負契約の締結についてであります。

本件は、（仮称）甘木地域センター新築建築主体工事を施行するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、そのものと工事請負契約を締結にする当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、現在、プラン21事業を鋭意推進しておりますが、その事業の一つである（仮称）甘木地域センターを朝倉市甘木764番地21外11筆の地内に鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,827.29平方メートル、請負契約額は2億8,755万4,050円。工事請負人は古賀組古賀建設特定建設工事共同企業体で2月1日に入札を行い、仮契約をしております。

なお、工期については平成24年4月末を見込んでいたこととありました。

本委員会といたしましては、事業の進捗状況及び計画等を確認するとともに、円滑な事業の推進を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償についてであります。

本件は、市道上の事故により被害者が受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、平成21年2月7日、午後1時15分ごろ、被害者が市道東田・草水線を原動機付自転車で走行中、舗装面の穴に落ち込み転倒し、左足が原動機付自転車の下敷きになり、左脛骨及び左腓骨を骨折したものであります。入院して治療がなされましたが、後遺症が残り、和解までに時間を要したとのこととあります。なお、和解契約につきましては、市が相手側に対し、過失割合により損害賠償金の5割として、613万5,047円を支払うことで和解が成立し、全額保険で処理されるということとあります。

本委員会といたしましては、市道上の事故で、事故が多発しているため、市道の管理について執行部の考えを質したところとありますが、現在、人員を配置して、市道の管理、パトロール体制の強化に努めているとのこととあり、今後とも事故が発生しないように適正な道路管理を強く求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案市道路線の廃止についてであります。

本件は、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道10路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、第1期松の木団地の建てかえに伴い、市道の全部及び一部分が建てかえ区域に該当するため、松の木団地内の市道10路線について廃止するとのこととあります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い審査いたしました結果、いずれの廃止も適正であることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第37号議案市道路線の認定についてであります。

本件は道路法第8条第1項の規定に基づき、市道8路線を認定する当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、松の木団地14号線から19号線までの6路線につきましては第36号議案で廃止した10路線のうち、建てかえ区域に該当しない残りの区域について再度市道として認定するものであります。

また、高見6号線につきましては、幅員4.6から6メートルの住宅道路、八日町1号線につきましては、幅員6メートルの住宅道路の寄附を受け、市道として管理するため認定するものであります。

本委員会といたしましては、現地確認を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。12番田中哲也議員。

○12番（田中哲也君） 第22号議案の特別職の非常勤のことについて、条例の廃止があるようになっております。このコーディネーターの関係で、2年半程度だったと思いますけれども、どういう成果があったか、報告か何かあったかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（富田栄一君） 外国人の観光誘致、それからそのほか朝倉市全般のことについて入り込み客数は多くなっているということの報告があってございました。

済みません。ちょっと資料を。

○議長（柴田裕隆君） どうぞ。

○建設経済常任委員長（富田栄一君） 失礼しました。

今言いましたように朝倉市全般のことと、それから秋月の歴史資料館、郷土資料館です。そちらのほうの建設計画等を進めているということでありました。

また、外国からの件については、今新しく開発を始めたということでありましたが、それについては、商工観光課のほうで行っていくという報告があってあります。

以上です。

○議長（柴田裕隆君） 12番田中哲也議員。

○12番（田中哲也君） それでは、廃止は私も個人的には賛成でございますけれども、本来の目的は達したということになるということですか。

○議長（柴田裕隆君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（富田栄一君） 入り込み客数が多くなっているという総体的な数

字等のことについては、経過的には前向きであるということでもあります。

しかし、まだまだ課題はあるということでもありますので、観光コーディネート制度から違う組織のほう、担当課のほうに移すということでの路線の変更だと委員会では確認しております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第3号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第7号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。
次に、第8号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成23年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第18号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

10分間、休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時24分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 舟木正之君登壇)

○予算審査特別委員長(舟木正之君) ただいま議題となりました第1号議案平成23年度朝倉市一般会計予算につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、3日間にわたり、歳入歳出についての説明を受け、質疑を行うとともに、総括質疑を行い、慎重に審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、昨年度の当初予算は4月に市長選挙が行われたことから、骨格予算として編成が行われたところであり、市長選挙後の6月補正後の予算額と比較すると、1億8,693万4,000円、0.7%の増です。予算総額は261億2,300万円となっているところであります。

歳入につきましては、個人市民税、大手1社を除いた法人市民税の状況においても回復の兆しが見えており、市税は前年度に比べて3億594万3,000円、4.5%増となっております。

また地方交付税については、平成23年度地方財政計画において、前年度に比べ2.8%の増となっておりますが、これは地方財政計画の歳出に、地域活性化雇用等対策費が計上されたことによる特別加算がなされたこと、地方交付税の不足分を賄ってきた臨時財政対策

債が減額されたことなどによるもので、合併後5年間措置された普通交付税の加算が終了したことによる減額分を差し引いても、本市においては前年度に比べ、3億9,364万4,000円、5.8%の増となっております。

これらのことから歳入の根幹をなす市税、交付税等の一般財源総額は、6億4,631万5,000円、4.4%増となり、前年度同様に財源補てんとして基金からの繰り入れに頼ることなく予算を編成することができたところであります。

歳出につきましては、平成21年度の決算状況と平成22年度の決算見込み等から見た朝倉市の財政状況は、一見すると余裕のある財政運営ができようにも思いますが、今後合併加算の優遇措置がなくなることを考えると、実際には厳しい財政運営が求められるとのことであります。

本委員会といたしましては、この予算編成が住民サービスに十分にこたえるものであるか、また前年度の決算審査の意見等をともに、将来の財政状況分析がなされているかなどの視点から、活発な質疑応答がなされ、慎重に審査したところであります。

予算のうち、朝倉農業高校跡地活用事業計画及びインフルエンザ予防接種事業関係につきましては、それぞれ修正案が提出されたところでありますが、討論採決の結果、2つの修正案については、いずれも賛成少数で否決し、原案であります第1号議案については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 舟木正之君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第1号議案平成23年度朝倉市一般会計予算についてを議題いたします。

本案に対しては、柴山恭子議員ほか1名からお手元に配付のとおり修正案が提出されております。よって、会議規則第38条の規定により、提出者の説明を求めます。5番、柴山恭子議員。

（5番柴山恭子君登壇）

○5番（柴山恭子君） 提案理由を申し上げます。

東日本巨大地震災害における災害状況の把握、被災から復興に向けて国を挙げ、組織を挙げ、災害復興に最大級の努力がなされております。朝農跡地、この県有地財産の取得は、今年ではなく有効利用の具体的計画が策定されてからでも決して遅くはないと考えます。

よって、平成23年度当初予算には計上せず、当該部分の歳出を減額し、予備費の増額の

修正を提案いたします。皆様には予備費の増額の修正を御理解いただきまして、御賛同くださいますようお願いいたします。

(5番柴山恭子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 修正案考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案に対する修正案を議題といたします。質疑はありますか。8番桑野博明議員。

○8番(桑野博明君) 2点質問させていただきます。まず提案理由の中にあります「有効利用の具体的な計画が策定された時点」とありますが、言葉は具体的ですが、抽象的に私は感じてるんですが、どこまでの具体的をもってということの意味されているのかなとお伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、財政のところ、財源としてその他を予備費の一般財源にされるということですが、これは多分朝倉市地域振興基金、目的基金のほうからその他で予算化されとった数字を、そのまま予備費の一般財源にかえるということは、基金の目的としては相反しているところがあるというふうに思うんですが、その辺はいかがにお考えですか。

○議長(柴田裕隆君) 5番柴山恭子議員。

○5番(柴山恭子君) ただいま桑野議員のほうから有効利用の具体的な意味はという質問がございました。私は、この2億600万円のこの予算を一般譲渡だと考えております。

具体的な理由とは、例えば一般譲渡で具体的に利用するのか、減額譲渡で具体的な利用をするのか、その辺の具体的な利用のことを言っております。具体的な利用が考えられれば、一般譲渡でも減額譲渡でも考え方はいろいろとあると思いますので、そのあたりを具体的利用と考えております。

次の財政基金の目的と相反するのではないかという質問に関してですが、私はもし早急にこの計画ができ上がったときに、この予算の中からこれを執行することができるかと考え、こういうふうな提案を申し上げました。以上でございます。

○議長(柴田裕隆君) ほかに。12番田中哲也議員。

○12番(田中哲也君) 前回の予算委員会のときも言いましたけれども、今回、本来の今桑野議員から話がありましたように、基金を取り崩しをして予備費に持っていくこと自体が、私はこれは本来基金は目的予算でございますので、予備費に回すなら、逆に言うとも

金を取り崩しをしないと、繰り入れをしないということが予算上の建前と私は思います。

それと我々で議会の中でも全員協議会の中でも、るる説明が今まであってきておりましたけれども、議会としては早急に買っていただきたいというのが今までの流れではなかったかと私は認識をしております。

そういうことで、県がことしの6月ごろには県議会で譲渡の議決ができるような話も聞いておりましたが、これが朝倉市で予算を組んでおかなければ、県が譲渡の決定をすることに非常にこれは信頼感の問題があつていかんじゃないかと思ひます。

そういう理由でこの修正案には反対をいたします。

○議長（柴田裕隆君） 田中議員さん、今は質疑でございますので。12番田中哲也議員。

○12番（田中哲也君） ちょっと基金を、本来の目的基金を予備費に回すという理由は私わかりませんが、どういう理由ですか。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 12番議員にお答えします。私はあくまでも市長がこの具体的な計画がなされたとき、すぐ買えるようにと思ひながらこういう提案をさせていただきました。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。12番哲也議員。

○12番（田中哲也君） 予算上、それじゃ留保ということを考えはできないのですか、これは。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 申しわけありません。まだそこまで考えてはおりません。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。3番中島秀樹議員。

○3番（中島秀樹君） この問題につきましては、予算審査特別委員会で1回審査といたしますか、討論を交わしております。そして参加のメンバーというのは多分変わっていないと思ひます。もう一度この修正案を出してきたということは、状況に変化があつたというふうに私は理解しております。どういった変化があつたか教えていただきたいと思ひます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） これを出すことにより、なぜ今買わなければならないか、目的もないのに買わなければならないかということをきちっと残したいがためであります。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、第1号議案平成23年度朝倉市一般会計予算について及び第1号議案に対する修正案を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。7番富田栄一議員。

○7番（富田栄一君） 7番です。修正案につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

基金をあえて予備費に持ってくるというのは、予算委員会でもありましたが、市長が

3月までに骨格を庁内会議で決めるというふうにも説明をいただいておりますので、その辺のスケジュール的な今後の骨格が示されるだろうというふうに思っているわけでございます。

確かに私も常任委員会に入りまして1年間、さまざまな立場からこの進捗状況についても意見を述べてまいりました。整理しなければならない課題があったということも認識をしているところでございます。

したがって、冨田議員も申されましたけれども、これは校友会から寄贈された皆さん方の気持ちを大事に酌みながら、今後どのような形で早急に活用方法も詰めていくのか、そういうことはこれからのスケジュールの案の中で示されるべきことだろうというふうに思っております。私は何も庁内だけで物事を決めていくというふうに当局側の考え方が示されたというふうには思っておりません。必要があれば市民の皆さん方の意見も聞く場も検討していくというふうに私は受けとめております。

したがって、早急にやっぱりこの朝農跡地につきましては購入をいただきまして、全市民挙げての活用方法も検討しながら、よりよいものにしていくということで修正案に反対をいたしたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。15番梶原康嗣議員。

○15番（梶原康嗣君） 先ほど7番議員のほうから修正案賛成の中で事業者名が出ましたが、削除を、議事録等にも残りますので、その事業者名は削除をお願いしたらということですが。

○議長（柴田裕隆君） 7番冨田栄一議員。

○7番（冨田栄一君） 7番です。先ほどの賛成意見の中で不適切な言葉、私的な企業名が出たことについては削除をお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第1号議案及び第1号議案に対する修正案を採決いたします。

念のために申し上げます。採決は、まず修正案の可否について採決を行います。修正案が可決の場合は、その後に第1号議案の修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決の場合は、その後に第1号議案原案について採決を行います。御了承願います。

それでは採決を行います。第1号議案に対する修正案について採決いたします。本修正案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柴田裕隆君） お座りください。起立少数であります。よって、第1号議案に対する修正案は否決されました。

それでは、第1号議案原案について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可

決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(柴田裕隆君) 起立多数であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた23請願第2号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました23請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

23請願第2号知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出を求める請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部から実態や動向について説明を受けたところであります。平成18年から障害者自立支援法が施行されており、それまでの体系から新体系への移行が進められております。新体系への特徴としましては、1つ目に三障害一元化がありますが、これは身体障害者、精神障害者、知的障害者のそれぞれの法律に基づいて、それぞれのサービスが提供されていたものを、制度格差を解消し、一体化にやっという考え方です。

2つ目に昼夜分離であります。これは24時間同一施設で生活する考え方を、日中活動と居住にかかわるサービスを分離することで、障害者の選択により多様なライフスタイルを可能とするものであります。

3つ目は地域移行で、それまでの障害者が地域で自立するには不十分とされた施設中心のサービスから、地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設するものであります。また新体系への移行は、平成24年3月までに完了することになっております。

本請願では、知的障害者については、昼夜一貫型入所施設が必要であることや、新体制で適用される障害程度区分が知的障害者には不適切であること、また日中活動の場を利用者が選択することについても不可能であることなどの問題点が挙げられています。

本委員会といたしましては、この障害者自立支援法は成立する前にも障害者支援団体等は反対していた経緯があり、実際に移行期間とはいえ、運営されている段階であっても障害者自身が困っていること、施設の運営側が困っていることがあれば、よりよい制度となるよう見直していくべきであるとの考えから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採決するものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、23請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、23請願第2号知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、23請願第2号は採択することに決しました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた23請願第1号及び23陳情第1号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 富田栄一君登壇）

○建設経済常任委員長（富田栄一君） ただいま議題となりました23請願第1号及び23陳情第1号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず23請願第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願書につきましては、1、TPP交渉には断固として参加しないこと。2、TPPについては国民の経済や生活にかかわる多様な分野で影響があることを国民に十分に説明すること。3、多様な農業の共存を基本理念として食料自給率の向上・農業農村の振興などを損なわないよう対応することを包含した意見書の提出を、国の関係期間に対して求められているものであります。

審査に当たっては、執行部から請願の内容、TPPの内容及びTPPに参加した場合の影響などについて説明を受けたところであります。執行部の説明によりますと、TPPに参加する意義としては、国を開くことで日本経済を活性化するための起爆剤として、品目分野においてはプラスマイナスはあるが、全体としてはGDPは増加するという国の試算が出ているということであります。

しかし、農業へ目を向けると、国内農業生産は毎年4.1兆円減少し、食料自給率は40%から14%まで低下、農業の多面的機能の損失額は3.7兆円と、これらにより農業及び関連

産業のGDPの減少額は7.9兆円にも上り、就業機会の減少としては340万人の職が失われることが国として試算されているとのことでありました。

また本市のTPPに関するこれまでの取り組みとしましては、筑前町、東峰村の3市町で県知事あてにTPPへの参加反対の要請書を提出しているとのことでありました。

本委員会といたしましては、各分野における影響を検証し、審議を重ねましたが、本市の実態に目を向けてみると、本市の基幹産業は農業であること、農業が地域形成を成しており、多面的な機能を有し、大きな役割を果たしていること、また県内でも有数の農産物の生産量を誇り、食料の供給基地であることなど、TPPへの参加は本市の農業や各分野に大きな影響があるため、日本の農業を守り、日本の食料を守るためにも本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

次に、23陳情第1号TPP参加反対、日本農業の再生を求める意見書提出に関する陳情書であります。本陳情は、1、TPPには参加しないこと。2、農業の再生・食料自給率の向上が可能になる貿易ルートの確立を目指すこと。3、価格補償・所得補償を抜本的に充実し、農家が安心して農業生産に励めるようにすることを包含した意見書の提出を、国の関係機関に対して求められているものであります。

審査に当たりましては、先ほど報告しました23請願第1号と同趣旨の陳情でありますので、請願と一緒に審査を行ったところであります。

本委員会といたしましては、討論、採決の結果、本陳情の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同いただければ、23請願第1号及び23陳情第1号の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出いたしたく思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） このグローバル化した世界経済産業界の中で、TPPに参加しなかったらどういう影響があるかという話はされましたか。された場合、どういう内容であったかを御説明願います。

○議長（柴田裕隆君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（富田栄一君） 参加しなかったらという話はなかったと思います。ただし、朝倉市においては間違いなく農業が基幹産業であるというのは認めておりますので、農業についてどうなのか、でもしかし、輸出産業に関する企業もあります。そこについてもどうなのか、それからいろんな質疑は行ったところであります。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） じゃあ、その後半の質疑の内容について御説明願います。

○議長（柴田裕隆君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（富田栄一君） 質疑の内容について、私のうろ覚えとするところ
でございますけれども、間違っていたら申しわけないんですが、後で訂正いたしますが、今
のままでTPPを受け入れると、農業については国が試算しているよりももっとひどいこ
とになるということがあります。

では、このままでずっといいのかということでもありますけれども、輸出関連企業につい
ても、やっぱりそのことについては、将来的にはやっぱり外国との競争しなくては日本の
国は栄えませんので、将来的には考えていかななくてはいけないだろうという意見が委員
会のメンバーでは多かったと思っています。

でも、今はまず反対だという意見の中で委員会の意見がまとまりました。以上です。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、23請願第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への対
応に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のと
おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、23請願第1号は採択するこ
とに決しました。

次に、23陳情第1号TPP参加反対、日本農業の再生を求める意見書提出に関する陳情
書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のと
おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、23陳情第1号は採択するこ
とに決しました。

次に、第13号議案及び第39号議案の審議を行います。

それでは、第13号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題と

し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算(第8号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は、原案のとおり可決されました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後零時2分休憩

午後1時9分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日市長から議案2件の送付を受けたほか、環境民生常任委員会より意見書案1件、建設経済常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第41号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員宮崎成光の任期が、本年6月10日に満了することに伴い、再度同人を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第42号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員本松耕司の任期が、本年6月30日に満了することに伴い、再度同人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもので

あります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) それでは、意見書案第1号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました23請願第2号知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第であります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

○建設経済常任委員長(富田栄一君) 続きまして、議題となりました意見書案第2号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。TPP交渉には参加しないことを初め、TPPについては国民の経済や生活にかかわる多様な分野について影響があることを国民に十分に説明することなどの措置を求めるものであります。

現在、政府は交渉参加に向けて、関係国との協議に着手することを表明していますが、TPPへの参加は、国内の農業生産を初めとして、地域経済社会、雇用について際めて深刻な影響を被ることが十分に予想されるところであります。

本市におきましても、農業が基幹産業であり、農業は多面的な機能を初め、大きな役割を果たしているところであります。TPPへの参加は、日本の農業の衰退を招き、国民に大きな不安を与えることになるため、国に必要な措置を講ずるよう、この意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明いたしましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(建設経済常任委員長 富田栄一君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 次に、発議案について提出者代表の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 梶原康嗣君登壇)

○議会運営委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明をいたします。

提案の理由といたしましては、平成22年6月議会におきまして、市議会議員定数を現行の22名から2減員し20名とすることで、朝倉市市議会議員定数条例の制定について議決したところであります。このことに伴いまして、委員会条例の委員の定数についてもこの市議会議員の定数に合わせる必要が生じたので、発議案として提案をさせていただいた次第であります。

皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

(議会運営委員長 梶原康嗣君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後1時16分休憩

午後1時17分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは第41号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号T P P(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第1号及び第2号及び発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、第41号議案及び第42号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第41号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第42号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付のとおり、総務文教常任委員長及び環境民生常任委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時22分閉会